

役員及び評議員の報酬等に関する規程

【目的】

第1条 この規定は、社会福祉法人祥楓会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

【定義】

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、その名称の如何を問わない。

【勤務形態に応じた報酬の区分】

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

尚、報酬については、本部会計より支払うものとする。

- (1) 常勤役員 報酬（賞与等を含む）
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 常勤役員の報酬は、別表1に定める額とする。

【報酬】

第4条 非常勤役員及び評議員等が次の各号に掲げる業務等に従事した場合、報酬として支給するものとする。

ただし、常勤役員である場合は、これを支給しない。

- (1) 理事会への出席
- (2) 業務監査への出席
- (3) 評議員会への出席

2 報酬は1日につき7,000円とする。

3 非常勤役員及び評議員等への報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除し、その都度現金で支給する。

4 非常勤役員及び評議員等の報酬の詳細は、別表2、別表3に定める額とする。

付 則

この規程は平成9年12月16日から施行する。

この規程は令和2年12月23日から施行する。

別表 1（常勤の役員の報酬）

- ・常勤の理事の報酬総額（年額 3,000 万円）を定める。その限度額内で報酬月額は、別表 4 の本俸表の範囲とし、各理事の報酬月額は、その基準に従って理事会において決定する。
- ・職員本俸を得ている職員が理事を兼任する場合は、報酬は発生しない。

※報酬総額には賞与を含む。

（常勤の役員の賞与）

8 月の賞与	報酬月額×1 カ月又は、2 カ月
12 月の賞与	報酬月額×1 カ月又は、2 カ月

別表 2（非常勤役員の報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	7,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000 円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	7,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000 円

別表 3（評議員等の報酬）

	日 額
評議員会への出席	7,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000 円

